中国四国ブロックにおける HIV・エイズ対策について

広島県 福祉保健部 保健医療局保健対策室 室長 伯野春彦

本日の議題

- HIV及びエイズの発生動向 (全国)
- ・ HIV及びエイズの発生動向 (中国四国ブロック)
- HIV検査普及週間 ~ 各県の取り組み~
- エイズ予防指針の改正

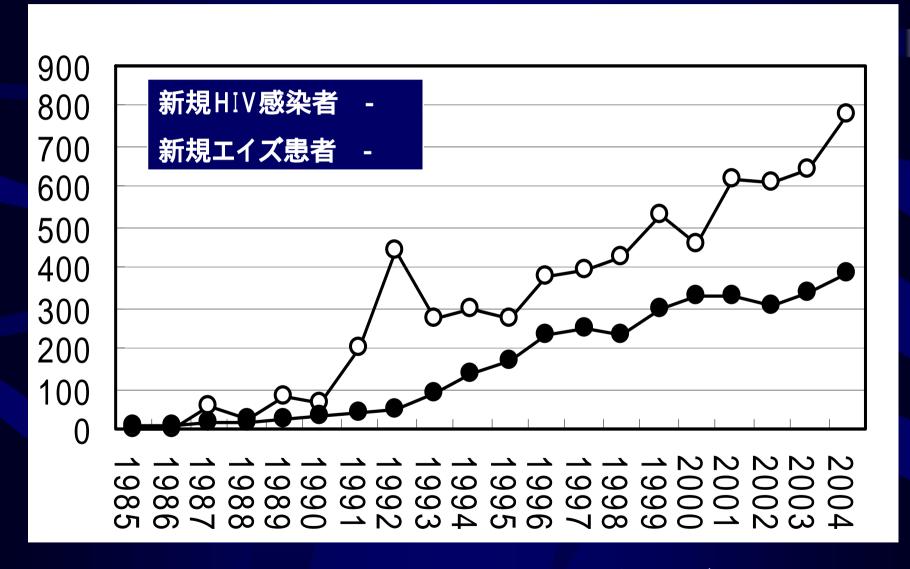
HIV及びエイズの発生動向 (全国)

感染症法による法定報告

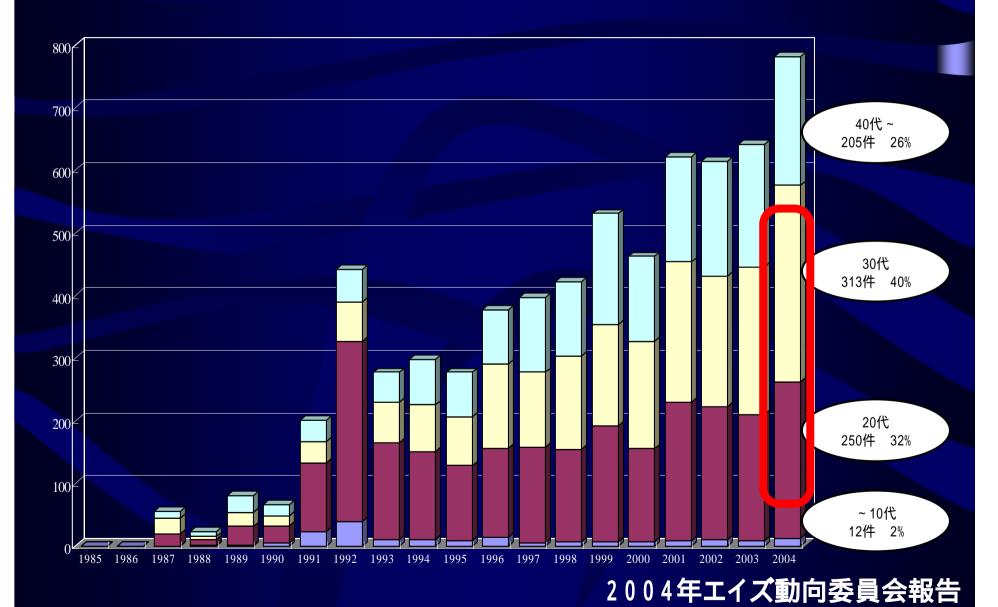
HIV,エイズは、平成11年4月より施行された「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」において、第五類感染症として新たに位置づけられている。

医師は診断した日より7日以内に最寄りの保健所長を経由し都道府県知事に届け出ることとされており、報告された患者情報は国立感染症研究所感染症情報センターにて集計される。(医師に対する罰則規定あり)

日本における 新規HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移



年齢別、年次別HIV感染者報告数の推移

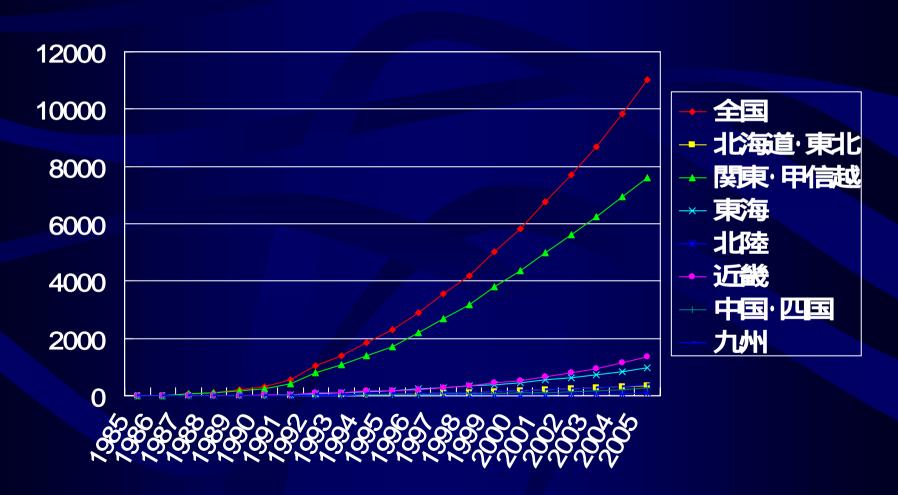


HIV·エイズ発生動向(全国)まとめ

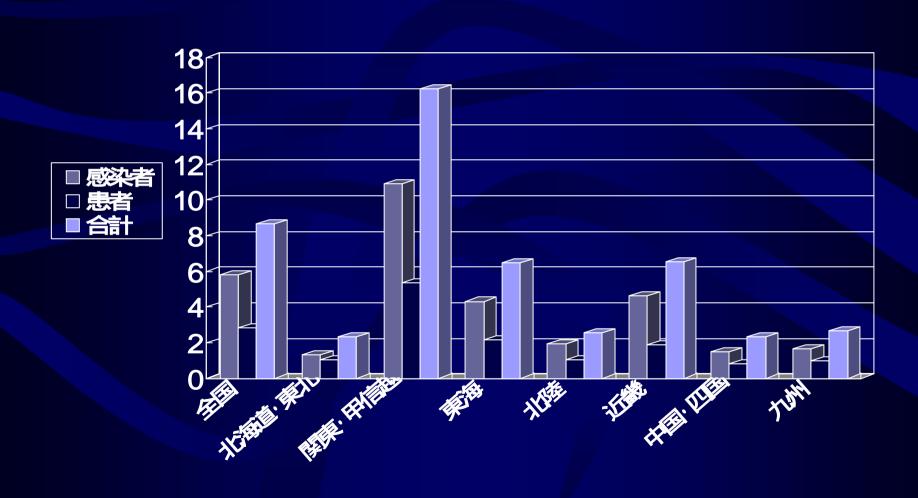
- ・ 平成16年1年間の新規報告数は、HIV感染者780件、 エイズ患者385件と、いずれも過去最高となった。
- 診断時には既にエイズを発症している事例が約30% を占めている。
- 若い世代の割合も増加している。

HIV及びエイズの発生動向 (中国四国ブロック)

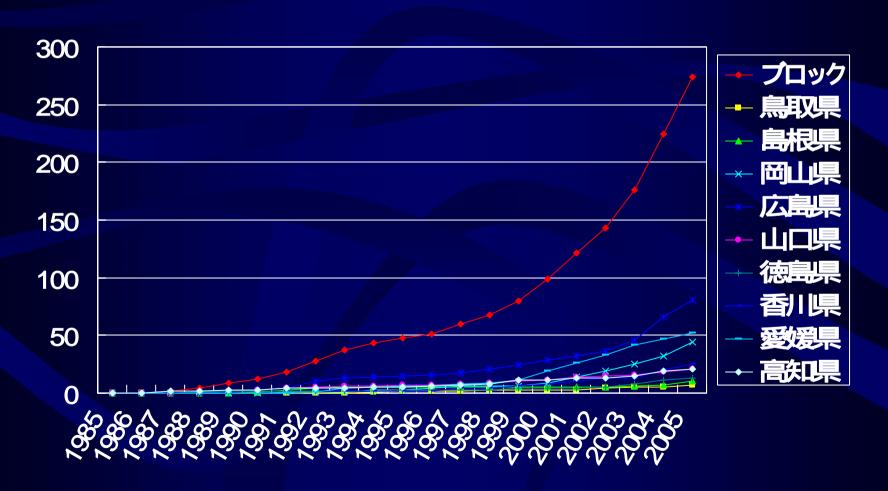
HIV感染者・エイズ患者報告数 (累計)[ブロック別]



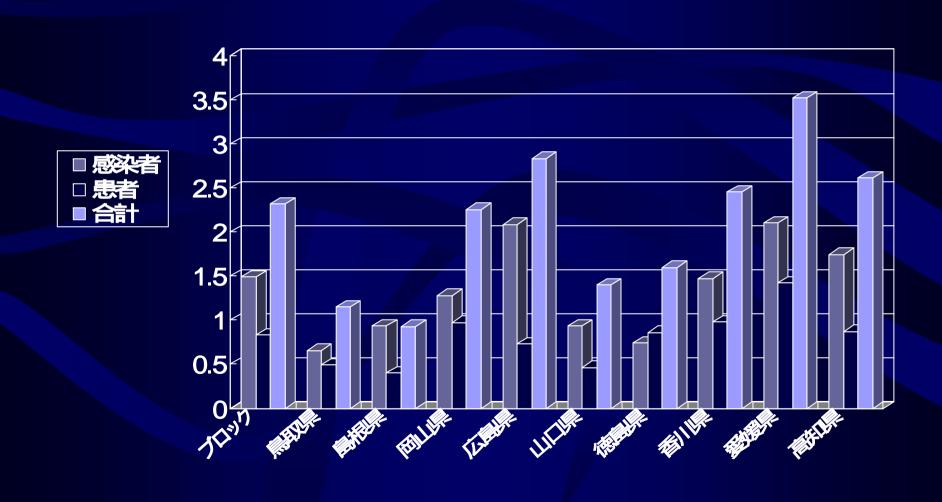
HIV**感染者・エイズ患者** 人口10万対報告数(平成17年末現在) [ブロック別]



HIV感染者・エイズ患者報告数 (累計)[中国四国ブロック]



HIV**感染者・エイズ患者** 人口10万対報告数(平成17年末現在) [中国四国ブロック]



HIV検査普及週間 ~ 各県の取り組み~

島根県の実施状況

- 保健所、県立学校、拠点病院、市町村へポス ター配布
- 検査普及週間にあわせた迅速検査(即日検査) の導入(県内5保健所で実施)
- 定期以外の臨時の検査日を普及週間内に設定
- ・県ホームページを使用した告知、記者クラブへの 投げ込みに対する取材記事の掲載
- ・ 世界禁煙デーキャンペーンと連動した街頭キャンペーンでHIV検査をPR
- 若者の集まるカフェでのAAAビデオの放映

検査数は前年同期の約5倍

愛媛県の実施状況

- 全保健所における時間外HIV抗体迅速検査の実施(休日昼間及び平日夜間)
- 県広報誌への掲載、ホームページへの掲載、プレス発表
- 関係機関へのポスター配布
- 保健所による相談、検査のパンフレット、ティッシュ配布
- 市町村広報誌、ケーブルテレビ、ラジオ番組でのPR
- 保健所にパネル、パンフレット設置
- 街頭での啓発キャンペーン

検査数は前年同期の約4倍

エイズ予防指針見直し

エイズ対策の法的枠組み

感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律 (以下、<u>感染症法</u>)平成11年4月施行 (エイズ予防法を廃止)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 (以下、<u>エイズ予防指針</u>)を策定し総合的な対策を推進 (平成11年10月公表)

「少なくとも5年ごとに再検討」

エイズ予防指針の8つの柱

- 1.原因の究明
- 2. 発生の予防及びまん延の防止
- 3.医療の提供
- 4. 研究開発の推進
- 5.国際的な連携
- 6.人権の尊重
- 7. 普及啓発及び教育
- 8.関係機関との新たな連携

エイズ予防指針の見直し

- 1 疾病概念の変化に対応した施策展開 不治の病から、コントロール可能な慢性感染症へ
- 2 国と地方公共団体との役割分担の明確化
- 3 施策の重点化 普及啓発及び教育、検査体制、医療提供体制の確保



ご清聴ありがとうございました